

三重県広域受援計画（仮称）の策定について

1 目的

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される本県としては、発災後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国や他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるのが重要です。

また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、多くの自治体等からの応援職員による広域応援時の受援体制や、国のプッシュ型支援による物資の円滑な受け入れと被災者への供給に係る課題が明らかになりました。

このため、国や他県等からの人的・物的支援を円滑に受け入れ、支援につなげるための「三重県広域受援計画（仮称）」を策定します。

2 計画の主なポイント

「三重県広域受援計画（仮称）」の主なポイントは、以下のとおりです。

（1）国のプッシュ型支援への的確な対応

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき実施されるプッシュ型支援に的確に対応するため、同計画が定める分野（①緊急輸送ルート、②救助・救急、消火活動等、③医療活動、④物資調達、⑤燃料調達）毎に、県災害対策本部の活動を中心とした対応を整理します。

（2）防災拠点施設の整理

発災直後から県内の防災拠点施設を、円滑かつ最大限有効に活用できるよう、あらかじめ拠点毎に想定される主な利用用途（救助機関活動拠点、物資拠点 等）、利用機関（自衛隊、警察、消防 等）を整理し、関係機関間で共有します。

3 計画の構成イメージ

南海トラフ地震を想定し、国のプッシュ型支援の内容に対応した発災後 1 週間程度を想定した計画とします。また、この計画を基に、南海トラフ地震以外の大規模地震にも対応します。

（1）緊急輸送ルートに係る計画

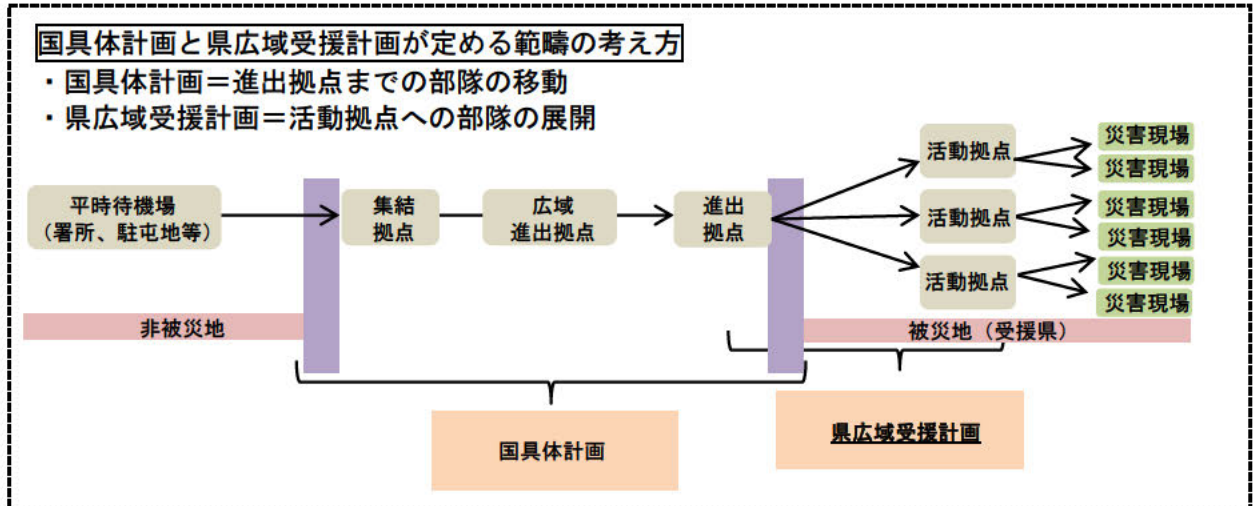
あらかじめ通行を確保すべき救助・救急活動や物資輸送等緊急輸送活動に必要なルートを定めるとともに、道路啓開等に係る対応内容を定めます。

（主な内容）

- ① 県災害対策本部における受援体制
- ② 国、建設企業等関係機関への協力要請
- ③ ルートの被害情報の把握・共有
- ④ 道路啓開の方針及び進捗状況の把握
- ⑤ 救助機関や応援職員等へのルートに係る情報提供 等

(2) 救助・救急、消火活動等に係る計画

県外から派遣される警察、消防、自衛隊など救助機関の活動拠点を明記するとともに、拠点の開設と応援の受け入れを迅速かつ円滑に行うための対応内容を定めます。



(主な内容)

- ①県災害対策本部における受援体制
- ②救助機関への派遣要請
- ③活動拠点の被害情報の把握・共有
- ④活動拠点の調整・決定
- ⑤活動拠点の開設
- ⑥救助機関への情報提供
- ⑦救助機関間の活動調整
- ⑧救助機関の活動状況の把握・共有 等

(3) 医療活動に係る計画

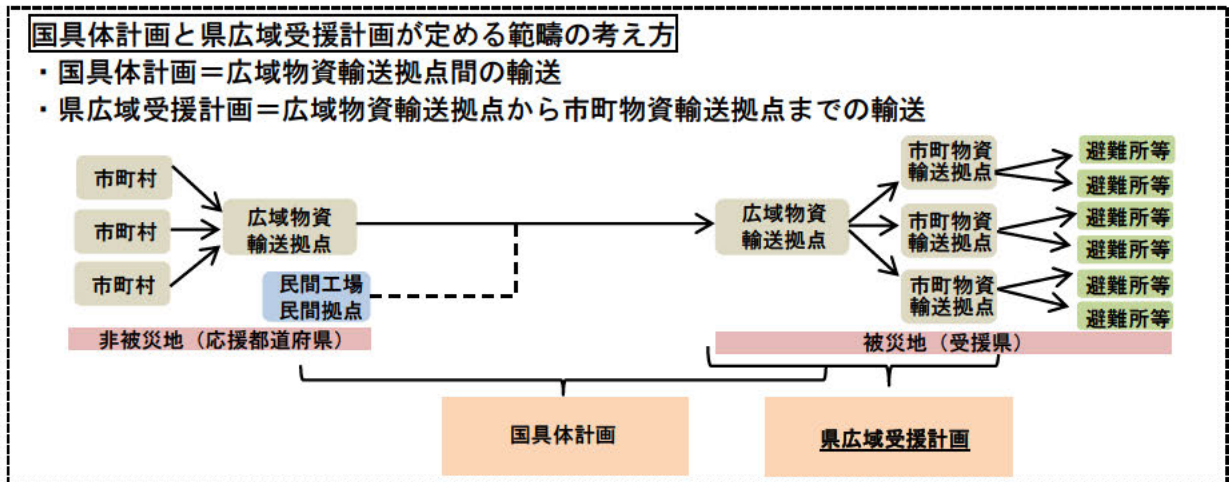
DMATなど医療チームの活動拠点（災害拠点病院、SCU）を明記するとともに、医療体制の確保と医療搬送活動の支援を行うための対応内容を定めます。

(主な内容)

- ①県災害対策本部における受援体制
- ②DMAT等への派遣要請
- ③活動拠点の被害情報の把握・共有
- ④活動拠点の調整・決定
- ⑤活動拠点の開設
- ⑥DMAT等への情報提供
- ⑦DMAT等の活動状況の把握・共有 等

(4) 物資調達に係る計画

国のプッシュ型支援による物資を受け入れる県及び市町の物資拠点を明記するとともに、円滑な受け入れと市町への配分を行うための対応内容を定めます。



(主要内容)

- ① 県災害対策本部における受援体制
- ② 関係機関への物資要請
- ③ 県及び市町物資輸送拠点の被害情報の把握・共有
- ④ 県及び市町物資輸送拠点の調整・決定
- ⑤ 県及び市町物資輸送拠点の開設
- ⑥ 物資輸送手段（トラック等）の確保
- ⑦ 国のプッシュ型支援物資の各市町への配分計画 等

(5) 燃料調達に係る計画

業務継続が必要な重要施設や緊急車両への燃料供給について、国や関係機関と連携して燃料の輸送・供給体制の確保を行うための対応内容を定めます。

(主要内容)

- ① 県災害対策本部における受援体制
- ② 重要施設に対する燃料供給
- ③ 緊急車両に対する燃料供給 等

4 検討状況・今後の予定

【平成 28 年度】

10月～3月 市町、関係機関と連携し、県内における救助・救急等に係る活動拠点、物資拠点の候補地調査

【平成 29 年度】

4月～12月 分野（（1）緊急輸送ルート、（2）救助・救急、消火活動等、（3）医療活動、（4）物資調達、（5）燃料調達）毎に具体的内容を検討

11月 中間案の作成

2月 最終案の作成